

藤原京跡左京七条一坊出土 木簡の再釈読

—飛鳥藤原第115次調査

はじめに 歴史史料研究室では、旧都城発掘調査部飛鳥・藤原地区史料研究室の業務を引き継ぎ、『藤原宮木簡』および『飛鳥藤原京木簡』シリーズにおいて正報告した木簡の保存処理と、保存処理後の再釈読を随時進めている。

ここでは、『飛鳥藤原京木簡二』（奈文研史料第82冊、2009年）で報告した、藤原京跡左京七条一坊（飛鳥藤原第115次調査）から出土した木簡のなかから、新たに生じた釈文の変更について報告する（図35）。

左京七条一坊木簡の概要 調査地は藤原京左京七条一坊の西南坪にあたり、奈文研が市営住宅建て替えにともない、2001年に発掘調査をおこなった。木簡が出土したSX501は東西約23メートル、南北10メートル以上の浅い池状の遺構で、藤原宮期後半に大量の木簡を投棄して、埋め立てられたとみられる。木簡は1万2852点（うち削屑1万2030点）出土。そのほとんどが、SX501と、ここから流された木簡が溜まったとみられる北方の沼沢地から出土した。木簡の内容は、別勅賜物を含む王族・貴族との物品のやりとり、中務省被官官司が物品の搬出許可を求めた解、宮内省が中務省に送った移、官人の考課にかかわるものなどで、衛門府の職掌の一つである門勝制にかかわる木簡が多数含まれていることも相俟って、衛門府の活動を示す一群と見る理解が有力である。

木簡の内容 紙幅の関係から、特筆される点について解説を加える。1はなお判然としないが、近年、当該遺跡の別勅賜物に関わる木簡に、大宝初年頃までに生まれた若年の王族の名が散見するとの指摘があり¹⁾、「新」は、あるいは衣縫王の新たに誕生した息女などを示す可能性もある。8の「甲杖（杖）」は、令集解逸文軍防令従軍甲杖条（紅葉山文庫本令義解第4巻裏書）によると、古記、令釈ともに甲は鎧、杖は鎧以外の兵（武具）の意という。杖と仗の通用は、『晋書』劉遐伝の例をあげるまでもなく、一般に木偏と人偏は通用する。9は、千字文の習書。表裏とも削り取られ、文字面の欠損が著しい。表面は、その冒頭に記される「勅員外散騎侍郎周興嗣次韻」の一部に加え、172句目の「勅」と次句の「聆」の旁を記したもののか。裏面の「惶懼」は、熟語として『漢

書』王莽伝、賢愚経蓋事因縁品などに多くの用例が知られるものの、ともに220句目にみえることから千字文の可能性を考えた。また、隣接する215句目に「足」がみえ、裏面2文字目の豆は「足」と改め、起筆部とみた横画は裏面1文字目の最終画と判断した。（山本 崇）

九九木簡とその復元 11は九九木簡。『飛鳥藤原京木簡二』では、九々八十一の次を「□□□〔四四十カ〕六」と釈読し、「九九を記すが、規則性はみいだしがたいので、習書の類であろう」との解説を添える。今回、最新の赤外線観察装置も用いて再検討をおこなった結果、「四九卅六」の可能性が高いことが判明した。

九々八十一の次が「四九卅六」であれば、九九の配列に規則性を見いだすことができる。すなわち、右から左へ5行ずつ、段組にして書き進めた九九一覧表の、右上隅の部分にあたると考えられる（図36）²⁾。この推定は、木簡の四周の状況（上端・右辺削り、下端折れ、左辺割れ）とも整合的である。「一々如一」まで書かれていた場合は、全部で8段となり、現存する長さから比例計算すると、本来の長さは326mm程度に復元される。

右から左へ書き進める九九の一覧表は、中国秦漢時代の木簡によく見え、これが規範的な書式と推測される。日本では平城京跡（『平城木簡概観 6』7頁下段（87））をはじめ、10点弱の出土例があるが、管見の限り一段の行数は2行もしくは3行に復元できるものがほとんどで³⁾、一段5行に復元できる本例は、現在のところ日本における最大の行数を記すものであるとともに、孤例である。

（桑田訓也）

まとめ 本報告では、保存処理に関わる再整理等を契機に判明した、藤原京跡左京七条一坊出土木簡の再釈読成果および、それによる新たな知見の一部を示した。紙幅の関係から、典拠史料や参考文献の提示は最小限とした。了とされた。（山本）

註

- 1) 山本崇「別勅賜物木簡にみる大宝初年の王族」（『日本古代の国家・王権と宗教』法藏館、2024）。
- 2) 「一九」「一八」など被乗数が一の計算式（「一一」を除く）を省略するタイプの一覧表と推定する。
- 3) この点については、別の機会に詳述したい。概要は、2023年10月、奈文研も主催に加わった第2回中日韓出土簡牘研究国際論壇（於：中国・河北師範大学）において口頭報告した。

- 11 [九々八カ] [四九卅カ] [六八] [冊八カ] (162) × (12) × 3 081 一六二号
- 10 大免 [遠力南カ] 已地 (135) × 10 × 4 019 一六四号
- 9 勅勅 令令 来散散 騎 (足カ) [懼カ] (195) × (29) × 1 081 一六四号
- 8 槽一具甲 [杖カ] 二具斧一具柳 (159) × (29) × 2 081 一六二号
- 7 上尺依 [成カ] 物行 大里 行真 拾 干三 干丹 物宮 大宅与 色男 无忍 下荒人 守佐 又私荒人 犬子 千一 嶋年 干二 神 318 × 47 × 5 011 一五八号
- 6 [意弘] [此カ] [万カ] 吕 142 × (23) × 5 081 一五八号
- 5 刑部 (36) × (5) × 5 081 一五八号
- 4 [灰カ] [宿祢廣カ] 部 (172) × (6) × 2 081 一六三号
- 3 海犬甘部 (175) × 23 × 11 011 (015) 一六〇号
- 2 [使] [部カ] [門カ] [請] [籠カ] [中務省移] (145) × (21) × 7 019 一六六号
- 1 衣縫王 [新カ] [給カ] [塩] (225) × (29) × 3 081 一六二号

図35 釈文

九々八十一	四九卅六	六八冊八	七々冊九	二七十四	二六十二	四々十六	二々如四
八九七十二	三九廿七	五八冊	六七冊二	六々卅六	五々廿五	三四十二	一々如一
七九六十三	二九十八	四八冊二	五七冊五	五六卅	四五廿	二四如八	
六九五十四	八々六十四	三八廿四	四七廿八	四六廿四	三五十五	三々如九	
五九冊五	七八五十六	二八十六	三七廿一	三六十八	二五十五	二三如六	

図36 木簡11 復元案 (太字が残存部分)

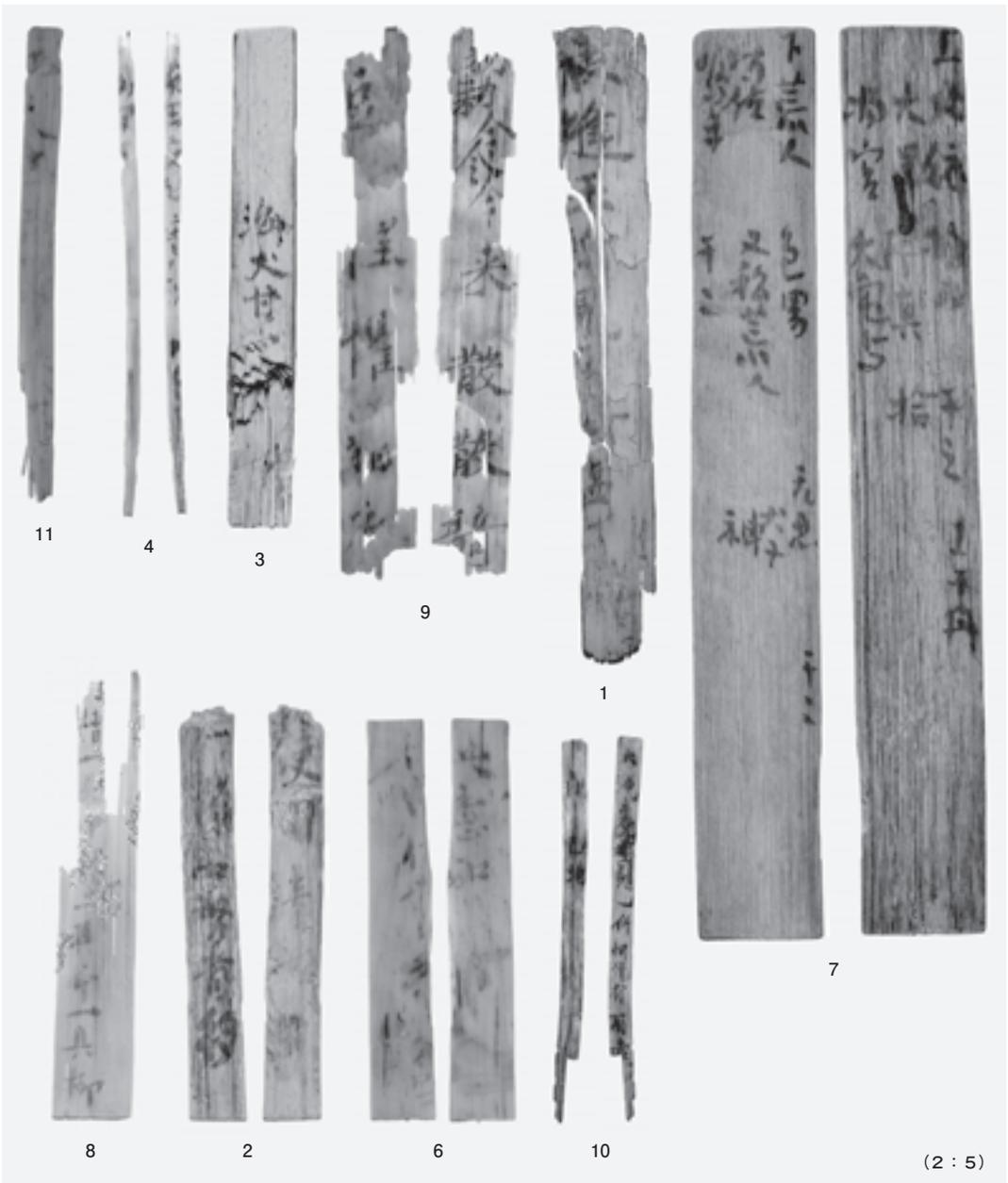


図37 赤外線画像